

2025(令和7)年度 逗子市一般廃棄物処理実施計画

本実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同法施行規則の規定に基づき、単年度ごとの事業計画を定めるものである。

1 一般廃棄物の排出の状況

(1) 計画区域及び人口

計画区域: 逗子市全域

計画区域内人口: 55,197人(25,019世帯)(2025(令和7)年3月1日現在)

(2) 計画期間

計画期間: 2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日

(3) 一般廃棄物の排出量

廃棄物の種類		排 出 量	
ごみ	燃やすごみ※	9,159	16,489 t /年
	生ごみ※	0	
	草・葉・植木ごみ	2,209	
	不燃ごみ	204	
	粗大ごみ	500	
	小型家電	105	
	ペットボトル	241	
	容器包装プラスチック	871	
	あきびん	451	
	危険有害ごみ	29	
	紙類(公共施設)	71	
	缶類(公共施設)	2	
	廃食用油等資源ごみ	7	
	集団資源回収	2,640	
	(紙・布)	(2,449)	
	(家庭金物)	(39)	
	(アルミ缶)	(100)	
	(スチール缶)	(52)	
生活排水	し尿	149	261 k l /年
	浄化槽汚泥	112	

※燃やすごみ及び生ごみは、生ごみの分別収集・資源化の開始時期により変動する。

2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類		収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処分方法
ごみ	燃やすごみ	市(直営・委託)	市(直営)	焼却後残渣委託資源化	市(委託)	一部埋立
	生ごみ※	市(直営・委託)	葉山町	資源化	葉山町	堆肥化
	草・葉・植木ごみ	市(委託)	市(直営・委託)	資源化	-	-
	不燃ごみ	市(委託)	市(直営)	選別後資源化及び残渣焼却	-	-
	粗大ごみ	市(直営)	市(直営)			
	小型家電	市(委託)	市(委託)	資源化	-	-
	ペットボトル	市(委託)	市(委託)	選別後資源化及び残渣焼却	-	-
	容器包装プラスチック	市(直営・委託)	市(委託)		-	-
	あきびん	市(委託)	市(委託)	資源化	-	-
	危険有害ごみ	市(委託)	市(委託)	資源化	-	-
	紙類・缶類(公共施設)	市(委託)	市(委託)	資源化	-	-
	廃食用油等資源ごみ	市(委託)	市(委託)	資源化	-	-
	集団資源回収(資源ごみ)	登録事業者	登録事業者	資源化	-	-
生活排水	し尿	許可事業者	葉山町	葉山町浄化センター搬入。	-	-
	浄化槽汚泥	許可事業者	葉山町	前処理後下水道投入	-	-

※分別収集・資源化開始以前は、燃やすごみとして収集、処分する。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処分方法
燃やすごみ	排出者	排出者	資源化等	-	-
	許可事業者	市(直営)	焼却後残渣委託資源化	市(委託)	一部埋立

3 一般廃棄物の処理計画

(1)ごみ処理実施計画

ア 排出抑制・再資源化計画

(ア)排出抑制・再資源化施策

区分	事業名等	事業内容
キャンペーン・イベント等	①環境展の開催	ごみの発生抑制、減量化・資源化、容器包装プラスチック分別等の啓発パネルの掲出、リーフレット、チラシの配布及び生ごみ堆肥化容器等の展示普及を市施設で年1回開催する。
出版物等による啓発	①「CUZ（キューズ）」の配布	ごみの分け方、出し方や市の施策の方針等を周知させるため、新たに転入してきた家族等に対して、担当窓口で「CUZ」を配布する。
	②広報誌及びホームページによる情報提供	広報誌及びホームページで、ごみの分け方、出し方や市の施策の方針等の最新情報を提供する。
	③ごみアプリによる情報提供	ごみの分け方、出し方やごみカレンダー等の機能を持つアプリケーションで情報を提供する。
説明会等による啓発	①ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する説明会	自治会・町内会等からの要請による廃棄物に関する説明会“出前型説明会”を要請により随時実施する。
	②施設見学会の開催	本市のごみ処理の取り組みを、より一層市民に理解を深めてもらうために、自治会・町内会、市民等からの申出により、ごみ処理施設の見学会を開催する。

	③環境教育(小学校4年生対象)の実施	市内の公立小学校の全児童及び一部の私立小学校の児童を対象にごみ処理施設の見学の申込を受け、分別や資源化の重要性などを中心に説明し、環境教育を実施する。
家庭系ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	①マイバッグ・マイボトル運動	エコバッグ携帯によるレジ袋削減及び市内公共施設へ設置している水道直結型ウォーターサーバーの利用促進を図る。 「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同市として市民・事業者と連携しながら使い捨てプラスチックの更なる削減に取り組む。
	②集団資源回収の実施	資源として再利用できる排出物を回収するリサイクル活動の推進を目指し、自治会・町内会等と資源回収事業者が協力し、古紙等の資源物を回収する。
	③廃棄物減量等推進員制度	市民、事業所、市のパイプ役として、また、ごみの発生抑制等に関する地域のリーダーとして「廃棄物減量等推進員」を配置する。
	④家庭ごみ処理手数料の徴収	家庭から排出する燃やすごみ及び不燃ごみについて、有料の指定ごみ袋による排出とし、ごみの減量化・資源化を推進する。
生ごみの減量化	①生ごみ処理容器等購入費助成事業	生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等を購入した市民に対し、限度額を定め費用の助成をする。
資源回収の推進	①拠点回収の実施	市民の利便性を考慮し、公共施設で廃蛍光管、廃食用油、ビデオテープ等の拠点回収を実施する。

自主的な取り組みの促進	①市民グループへの支援・助成事業	市民の自主的なリサイクル活動、啓発事業等に対して支援をおこなう。
事業系ごみの減量化・資源化の促進	①事業系ごみ減量化、資源化の取り組み	事業者責任に基づく排出ルール徹底によるごみの発生抑制、分別徹底への取り組みを推進する。
	②減量化及び資源化計画書の提出の義務付け	事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を発生させた事業者(ごみ:1日平均排出量50キログラム以上、粗大ごみ:1回の排出量100キログラム以上、その他市長が認める一般廃棄物:1回の排出量100キログラム以上)に対しては、適切な処理、処分を行うために一般廃棄物の種類、発生量、減量化及び資源化の方策等を記載した計画書を提出させる。
	③事業系ごみ処理手数料の改正	令和7年4月1日から食品ロスの削減と食品リサイクルの促進を目的に、事業系ごみ処理手数料(持ち込みごみ手数料)を10kg当たり250円から10kg当たり350円へ改定する。

(イ)資源化の方法及び量

a 集団回収、拠点回収による資源化

区分	内容	資源化量(t/年)
集団回収	古紙・布類・アルミ缶・スチール缶等の資源物について、自治会・町内会等と資源回収事業者が協議し、回収を実施する。	2,640
拠点回収	公共施設等の回収拠点12カ所に資源回収ボックスを設置し、廃蛍光管、体温計、廃食用油、乾電池、びん類、ビデオテープ・ディスク等を回収する。	34

b 処理施設等での資源化

項目	推計方法	推計値
(資源ごみの分別収集)		
生ごみ	葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期延長に伴い、生ごみの分別収集・資源化を延期しており、開始時期が未定のため、0tとした。	0
びん類	=収集量+拠点回収	451
小型家電	=収集量+拠点回収	105
ペットボトル	=収集量×1.1391(R6比率)	241
容器包装プラ	=収集量×1.0163(R6比率)	871
蛍光管・乾電池等	=拠点回収(CD含む)+拠点回収(乾電池)	4
廃食用油	=拠点回収	3
公共資源ごみ	=委託回収	73
鉄類の回収	=粗大ごみ処理施設資源化(粗大+不燃)×16.2%(R5実績)	114
植木剪定枝の資源化	=収集+持込	2,209
焼却残渣の資源化	"=(収集可燃+持込可燃)×10.6%(R5実績)-埋立62(R5実績)	909

イ 収集・運搬計画

(ア) 収集区域

逗子市全域とする。収集は、市域を次のとおり2地区に分割して実施する。

区域	地区名
北・東地区	久木1～3丁目、久木5～9丁目、山の根全地区、池子全地区、沼間全地区、桜山4丁目14～16番、桜山5丁目5～19番
南・西地区	久木4丁目、桜山1～3丁目、桜山4丁目1～13番、桜山5丁目1～4番・20～46番・525～526番地・桜山6～9丁目、逗子全地区、新宿全地区、小坪全地区

(イ) 家庭から排出される一般廃棄物

<北・東地区>

区分	主体	収集方法	収集頻度	収集曜日	排出方法
燃やすごみ	市(直営・委託)	ステーション	週2回	火・金	指定袋(有料)
生ごみ※	市(直営・委託)	ステーション	週2回	火・金	指定袋(有料)
草・葉・植木ごみ	市(委託)	ステーション	2週1回	第1,3,5月	透明・半透明袋
不燃ごみ	市(委託)	ステーション	週1回	木	指定袋(有料)
粗大ごみ	市(直営)	戸別	随時	随時申込	証紙貼付
小型家電	市(委託)	ステーション	2週1回	第2,4月	透明・半透明袋
あきびん	市(委託)	ステーション	2週1回	第2,4水	透明・半透明袋
容器包装プラスチック	市(直営・委託)	ステーション	週1回	水	透明・半透明袋
ペットボトル	市(委託)	ステーション	週1回	木	透明・半透明袋
危険有害ごみ	市(委託)	ステーション	2週1回	第2,4月	透明・半透明袋

※分別収集・資源化開始前は、燃やすごみとして収集する。

<南・西地区>

区分	主体	収集方法	収集頻度	収集曜日	排出方法
燃やすごみ	市(直営・委託)	ステーション	週2回	月・木	指定袋(有料)
生ごみ※	市(直営・委託)	ステーション	週2回	月・木	指定袋(有料)
草・葉・植木ごみ	市(委託)	ステーション	2週1回	第1,3,5火	透明・半透明袋
不燃ごみ	市(委託)	ステーション	週1回	金	指定袋(有料)
粗大ごみ	市(直営)	戸別	随時	随時申込	証紙貼付
小型家電	市(委託)	ステーション	2週1回	第2,4火	透明・半透明袋
あきびん	市(委託)	ステーション	2週1回	第1,3水	透明・半透明袋
容器包装プラスチック	市(直営・委託)	ステーション	週1回	水	透明・半透明袋
ペットボトル	市(委託)	ステーション	週1回	金	透明・半透明袋
危険有害ごみ	市(委託)	ステーション	2週1回	第2,4火	透明・半透明袋

※分別収集・資源化開始前は、燃やすごみとして収集する。

(ウ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出された一般廃棄物は、それぞれの事業所や商店街が一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか自分で直接逗子市環境クリーンセンターに搬入する。

なお、少量排出事業所は、家庭ごみステーションに排出し、市が収集する。

(エ)市が収集しない一般廃棄物

区分	品目
処理が困難・危険等なもの	ピアノ、金庫、ボタン電池、自動車部品、バッテリー、タイヤ、医療ごみ、バイク、太陽光モジュール(ソーラーパネル)、ボンベ類、消火器、ペンキ類、廃油等の液体、農薬、化学薬品、コンクリートブロック、煉瓦、石、砂、土、建築廃材、ヨット・サーフボード等のFRP製品、電動ベッド、電動自転車
法律によりリサイクルが義務付けられた製品	・特定家庭用機器再商品化法に指定されている家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) ・資源有効利用促進法(パソコン)

(オ)収集・運搬量

	収集	持込・許可
燃やすごみ※	6,577	2,582
生ごみ※	0	0
草・葉・植木ごみ	1,264	945
不燃ごみ	198	6
粗大ごみ	171	329
小型家電	103	2
ペットボトル	241	0
容器包装プラスチック	871	0
あきびん	427	24
危険有害ごみ	29	0
紙・布	71	-
あき缶	2	-
廃食用油等資源ごみ	6	-
合計	9,960	3,888

※燃やすごみ及び生ごみは、生ごみの分別収集・資源化の開始時期により変動する。

(カ)一般廃棄物収集運搬業の許可方針

現行の処理体制において処理計画の円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新たな法令等の整備により必要が生じるなど特別な場合を除き、既存の許可業者に収集運搬させることとし、原則として新規の者については許可しない方針とする。

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却施設

a 施設概要

施 設 名	逗子市環境クリーンセンター
所 在 地	逗子市池子4丁目956番地
処 理 能 力	140t/日 (70t/日×2基)
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉

b 焼却施設の搬入者別処理内訳量

区 分	搬入者	処理量(t/年)		残渣量(t/年)
燃やすごみ※	収集	6,577	20,000	2,160
	許可業者	2,582		
	持込			
	鎌倉市	6,887		
	葉山町	3,116		
粗大ごみ処理施設からの可燃物	逗子市	574	20,000	2,160
容器包装プラスチック選別施設からの可燃物	逗子市	109		
ペットボトルストックヤード施設からの可燃物	逗子市	42		
植木剪定枝資源化処理施設	逗子市	113		

※鎌倉市及び逗子市の燃やすごみは、逗子市の生ごみの分別収集・資源化の開始時期により変動する。

c 残渣量及び処理方法

区分	残渣量(t/年)	処理方法
焼却残渣	2,160	全量外部委託(※)で資源化又は埋立

※ 処理方法及び処理実施場所は別紙のとおり。

(イ) 粗大ごみ処理施設

a 施設概要

施設名	逗子市環境クリーンセンター
所在地	逗子市池子4丁目956番地
処理能力	30t/5h
処理方式	堅型回転式破砕機

b 粗大ごみ処理施設の搬入者別処理内訳量

区分	搬入者	処理量(t/年)	
不燃ごみ	市	198	704
	許可業者	6	
	持込		
粗大ごみ	市	171	
	許可業者	329	
	持込		

c 処理量及び残渣量並びに処分方法

区分	処理・残渣量(t/年)	処理方法
金属類	114	資源化
可燃物	574	焼却処理(車両運搬、ベルトコンベヤ)
フロン、布団、小型家電	15	資源化

(ウ) 容器包装プラスチック選別処理施設

a 施設概要

施設名	逗子市環境クリーンセンター
所在地	逗子市池子4丁目956番地
処理能力	16t/8h
処理方式	破袋選別、圧縮梱包

b 施設の搬入者別処理内訳量

区 分	搬入者	処理量(t/年)	
容器包装プラス チック	市	871	1,400
	許可業者	0	
	持込		
容器包装プラス チック	葉山町	529	

c 処理量及び残渣量並びに処分方法

区分	処理・残渣量(t/年)	処理方法
容器包装プラスチック	1,291	資源化
残渣	109	焼却処理

(エ) ペットボトルストックヤード施設

a 施設概要

施 設 名	逗子市環境クリーンセンター
所 在 地	逗子市池子4丁目952番地
処理能力	1.25t/5h
処理方式	破袋選別、圧縮梱包

b 施設の搬入者別処理内訳量

区 分	搬入者	処理量(t/年)	
ペットボトル	市	241	241
	許可業者	0	
	持込		

c 処理量及び残渣量並びに処分方法

区分	処理・残渣量(t/年)	処理方法
ペットボトル	199	資源化
残渣	42	焼却処理

(オ)植木剪定枝資源化施設(平成 30 年1月稼働停止)

a 施設概要

施 設 名	逗子市環境クリーンセンター
所 在 地	逗子市池子4丁目956番地
処理能力	3.75t/日
処理方式	粉碎

b 施設の搬入者別処理内訳量

区 分	搬入者	処理量(t/年)	
草・葉・植木ごみ	市	1,264	2,209
	許可業者	945	
	持込		

c 処理量及び残渣量並びに処分方法

区分	処理・残渣量(t/年)	処理方法
植木剪定枝	2,096	資源化
残渣	113	焼却処理

エ 最終処分計画

(ア)施設概要及び埋立方式

処分場名	逗子市環境クリーンセンター
所 在 地	逗子市池子4丁目956番地
埋立面積	7, 950 m ²
埋立容量	55, 892 m ³
残余容量	3, 852 m ³
埋立方式	サンドイッチ方式

(イ)施設の搬入者別処分内訳量

2025(令和7)年度は全量外部搬出とし、本市一般廃棄物最終処分場への埋立処分計画なし。(別紙参照)

(2)生活排水処理実施計画

ア 収集・運搬計画

(ア)収集区域の範囲

逗子市全域

(イ)収集・運搬するし尿、浄化槽汚泥量及び収集方法

区分	主体	収集方法	収集量（k l /年）
し尿	許可事業者	戸別	149
浄化槽汚泥	許可事業者	戸別	112

イ 中間処理計画

2025(令和7)年度は本市施設における処理計画はなく、葉山町浄化センターにて処理する。

別紙

※ 焼却残渣は、次のとおり全量外部で資源化又は埋立処分を行う。

処理方法	場所
溶融	茨城県鹿嶋市
溶融	栃木県小山市
溶融	愛知県名古屋市
埋立	山形県米沢市